

東京くらしねっと

今月の話題

手軽に儲かる「ビジネス」「バイト」に注意! ~副収入をめぐる若者消費生活トラブル~

安全シグナル

長期使用製品による事故を防ぎましょう

相談の窓口から

学習塾を中途解約したいけれど… ~違約金を支払わなければいけないの?~

若者向け悪質商法被害防止キャンペーン月間特集

くらしを彩る
時季の催しをご紹介!
東京彩祭
とうきょうさいさい

八丈島 フリージアまつり (八丈島)

彩祭スポットの
役立つ情報は
WEBでチェック!



WEB版掲載のクイズに正解すると、
表紙イラストのスマホ用壁紙を
プレゼント!



東京都消費生活総合センター
相談窓口のご案内

受付時間

月曜~土曜
9:00~17:00
(祝日・年末年始を除く)

☎03-3235-1155

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階 ●JR・東京メトロ・都営地下鉄「飯田橋」駅すぐ

お近くの消費生活相談窓口につながります
消費者ホットライン ☎局番なし188

情報
満載

東京の消費生活に関する
情報サイト

東京くらしWEB

検索Q

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>



手軽に儲かる 「ビジネス」「バイト」に注意!

～副収入をめぐる若者消費生活トラブル～



池袋総合法律事務所

弁護士 **志水 芙美代**

●若者の相談件数の推移（都内消費生活センターにおける相談件数）



春は若者の消費生活被害に要注意

もうすぐ4月。進学・就職など新生活をスタートされる方も多いシーズンですが、若者を狙った消費生活被害が増える時期でもあります。親元を離れて一人暮らしを始めたたり、新しい交友関係が広がったり、生活状況の変化に合わせてアルバイトを探し始めたり…。そのような若者を「ビジネス」「バイト」などと、うまい誘い文句で高額な契約をさせる被害が後を絶ちません。被害を未然に防ぐためには典型的な被害の事例を知っておくことが効果的です。

そこで今回は、若者を中心に最近増えている副収入をめぐる消費生活トラブルの相談事例をご紹介します。

マルチ商法

事例

大学のサークルの先輩から「簡単に儲かる」と投資のノウハウを解説した学習用DVDの購入を勧められました。「儲かったお金で車や時計を買った人もいる」とのこと、その人がSNSにアップしたという高級車の写真まで見せられました。DVDの代

金は50万円とのことだったので、そんなお金は持っていないと断ろうとしたら、「学生向けのローンを利用すれば大丈夫。誰でも簡単に50万円くらい稼げるし、新たに友人を紹介してDVDを買ってもらえば紹介料10万円も入る。2〜3カ月で元が取れる。」などと説得され、契約書にサインしてしまいました。その後、DVDの解説どおりにやっても稼げないし、友人を紹介することもできず、借金の返済が大変なので解約したいです。

解説

一般にマルチ商法と呼ばれるのは商法の典型的な事例です。マルチ商法とは、すでに販売組織に入っている人が別の人に商品やサービスを売って組織に加入させて利益(マージン)を受け取り、さらにその人が別の人に商品やサービスを売って組織に加入させて利益を受け取り…といった具合に次々に組織に加入させていく商法のことです。法律上は連鎖販売取引といえます。若者などの間ではネットワークビジネスとも呼ばれ、最近はSNSを介して被害が拡大しているケースも多々みられます。

マルチ商法について特定商取引法では、法律で定められた内容が書かれた契約書等を渡されてから20日間



以内であればクーリング・オフ※することできます。また、事実と違うことを言われて勧誘されたケースでは、契約を取り消すことができる場合もあります。事例でも、「誰でも簡単に50万円くらい稼げる」「2〜3カ月で元が取れる」といった事実と異なる内容を事実と勘違いして申込みをした場合は、申込みの意思表示を取り消すことが考えられます。

✔「簡単に儲かる」などという、うまい話はありません。誘いはきっぱりと断りましょう。また、マルチ商法の場合、新たに友人を勧誘して契約させると、今度は自分が加害者の立場になってしまい、人間関係も壊れてしまいます。契約した後に、おかしいと気づいた場合も、新たに友人を引き込むことは絶対にせず、早めに相談窓口へ相談しましょう。



サイドビジネス商法

事例

アルバイトを探さず感覚でインターネット広告で見た副業サイトに登録したところ、「在宅のサイドビジネスで高収入」というメールが来たので詳細を電話で問い合わせたところ、パソコンの資格取得のための学習教材（30万円）の購入を勧められました。資格が取れば教材費くらいはすぐに稼げるとのことだったので、分割払いで購入しました。その後、頑張って資格も取得したのですが、ほとんど収入はなく、教材費の支払いだけが残ってしまいました。解約できないでしょうか。

解説

在宅ワークで簡単に収入が得られるとして、講習の受講をさせたり、教材を買わせたり、ホームページの開設費用を負担させたりといったサイドビジネスに関わる被害の一例です。従来は内職商法と呼ばれてきたものですが、最近は若者をターゲットにパソコンを利用したサイドビジネスなどとして勧誘されるケースが多く見られます。

内職商法のような、「業者が仕事をあつせんするので収入が得られる」などと勧誘し、消費者にあつせんする仕事のための商品やサービスを購入

させる取引（業務提供誘引販売取引）については、マルチ商法と同様に、特定商取引法が20日間のクーリング・オフ期間を定めています。また、事実と違う説明で勧誘された場合に解約できる場合があることもマルチ商法と同様です。

✔在宅ワークで簡単に収入が得られるという好条件のサイドビジネスがそう簡単に見つかるはずはありません。契約内容をよく確認し、慎重に検討しましょう。



スカウト詐欺

事例

繁華街の駅前で「モデルのアルバイトをしませんか」とスカウトされました。興味がある、と伝えたところ、美容商品が並べられたマンションの一室に連れていかれ、プロのカメラマンらしき人に写真撮影してもらいました。その上で、「モデルとして仕事をするなら脱毛エステに通った方がいい。美容商品の契約書を書いてもらえばエステも付いてくる。代金はこちらで負担するので一切払わなくていい。」と言われたので、美容商品を70万円で購入するクレジットの申込書に記入しました。最初の2カ月は毎月のクレジット代金の引き落とし時期に合わ

せて引き落とし額と同額の振り込みがあったのですが、それ以降は振り込みが途絶えてしまいました。モデルとしての仕事の依頼も一切なく、それどころか担当者と連絡が取れなくなってしまうので、クレジット契約を解約したいです。

解説

20代位の若い女性を中心に事例のような被害相談が多く聞かれます。「スカウト」「無料ネイル体験」「アンケートに答えればプレゼント」などと、本来の勧誘目的を隠した誘い文句で店舗などへ連れて行き、その場で契約を結ばせる手口はキャッチセールスといって、特定商取引法の訪問販売の規定が適用されます。法律で定められた事項を記載した契約書面を交付されてから8日以内であればクーリング・オフでき、クレジット会社にも主張して支払いを停止できます。このようなケースではクレジットの申込書上、役務（エステ）が付属のサービスとして書かれていないことも多く、そのような場合は書面に不備があるのでクーリング・オフの8日間の期間は始まらないという解釈の余地もあります。

また、勧誘にあたり事実と違う説明をされていれば、契約を取り消してクレジット会社からの請求を拒め

る場合もあります。事例の場合でも、経営が苦しいことを隠して「代金は事務所が負担するので一切払わなくていい。」と勧誘していたような場合は、契約の取消しを主張できる可能性があります。

なお、事例は美容商品購入の契約ですが、もしエステサービスを受ける契約だった場合は、法律で中途解約ができる場合があり、業者が請求できる違約金の上限も定められています。(ただし、エステを受けられる期間が1カ月未満や、代金が5万円未満の契約には適用がありません。)

路上での声掛けに安易について行くのはやめましょう。魅力的な話が持ち掛けられてもその場で判断することはせず、一度持ち帰って家族など周囲の人に相談しましょう。

相談窓口の紹介

事例でご紹介したように、クーリング・オフの期間は8日間や20日間と短いですが、事実と異なることを告げられた場合の申込みの取消期間も法律で短めに設定されています。時間が経ってしまったからでも救済できるケースはもちろんありますが、早い時期での相談であればそれ

だけ解決の可能性が広がります。被害に遭った場合はできるだけ早く専門家に相談にすることが重要です。

まずは、お近くの消費生活センターへご相談ください。
※消費者ホットライン ☎188

アルバイトでの労働トラブル

前述の契約トラブル以外にも若者が被害に遭いやすいのが、アルバイトでの労働トラブルです。

典型例として、大学生なのに勉強の時間が取れなくなるほど長時間にわたる労働をさせられる、残業代が払われない、仕事上のミスで罰金を払わされる、ノルマを達成しないと店の商品を自腹で購入させられる、辞めたいと申し出て辞めさせてくれないなどが挙げられます。おかしいと思ったら、毎日の出来事(出勤の時間、業務内容、上司とのやりとり等)をメモに書きとめ、早めに労働相談の窓口にご相談しましょう。

【労働相談窓口】
◎東京都労働相談情報センター
(東京都労働相談情報センター)
☎0570-000-6110

◎東京労働局総合労働相談コーナー
☎03-35512-1608

4月号の今月の話題は「情報リテラシー」についてです。

今月の話題

東京都消費生活総合センター 図書資料室から

『副収入をめぐる若者消費生活トラブル』に関連する図書・資料を紹介します。

大学生が狙われる50の危険 最新情報版

三菱総合研究所 全国大学生生活協同組合連合会 著 [青春出版社]
サークルやボランティアに見せかけた悪徳宗教団体の勧誘、スマホ・SNSトラブル、出会い系詐欺、アルバイトのトラブル…今どきの大学生が陥りやすい危険の数々と、その対処法を教示した1冊。

若者を取り巻くトラブル ―学生を中心に―

国民生活ウェブ版 2015年4月号 [国民生活センター] 館内閲覧
「若者を取り巻くトラブル」をテーマに、①若者に多い消費生活相談、②「いいね」でつながる若者の人間関係、③知っておきたい未成年者契約の取消し、について弁護士と社会学者が解説しています。

飯田橋四コマ劇場 アニキとコ・ブ・ンが指南!?

輝かしい社会人への第一歩 [東京都消費生活総合センター]
新入社員等の若者が陥りやすい悪質商法(キャッチセールス、マルチ商法、サイドビジネス商法など)や消費者トラブル(多重債務、クリーニングなど)計15テーマを楽しい四コマ漫画で紹介したリーフレット。くらしに役立つ知識が満載です。パンフレットコーナーで配布しています。

DVD 消費者トラブル惨英傑? [名古屋市消費生活センター]

若者を狙う悪質商法(インターネット通販、ワンクリック請求、悪質なマルチ商法)の事例とその対応策を名古屋おもてなし武将隊(織田信長・豊臣秀吉・徳川家康)が解説します。

読んでみて! 話題の最新図書

グーグルマップの社会学 ググられる地図の正体 松岡 慧祐 著 [光文社]

グーグルマップによって、わたしたちの世界は本当に広がったのか? 社会はよく見えるようになったのか? 新進気鋭の社会学者がグーグルマップのある日常を、社会学の広い視野のなかで位置付けて分析した新しい地図論。

図書資料室利用案内

東京都消費生活総合センター(飯田橋)
新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ15階
☎03-3235-1179

【利用時間】 月～木 9:00～17:00
金 9:00～20:00
土 10:00～17:00

【休室日】 日曜・祝日・年末年始・
蔵書点検期間

東京都多摩消費生活センター(立川)

立川市柴崎町2-15-19
東京都北多摩北部建設事務所3階
☎042-522-5119

【利用時間】 月～金 9:00～17:00
【休室日】 土曜・日曜・祝日・年末年始・
蔵書点検期間

●利用方法

閲覧…どなたでも、ご自由に(開架式)
貸出…都内在住・在勤・在学の方対象
(図書5冊、DVDなど3本まで2週間)
身分証明書等の提示により利用者カードを発行
※閲覧のみの資料もあり

若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン実施中

ひとりで悩まず すぐ相談!

東京都では、今年度も関東甲信越ブロック1都9県6政令指定都市及び国民生活センターと共同で若者向け悪質商法被害防止キャンペーンを実施します。



「必ずもうかる!」「あなただけ特別!」世の中そんなウマイ話はない!

悪質商法等のトラブルは意外と身近に潜んでいます。最近では、SNSを悪用して悪質事業者が接近し、高額な商品やサービスの契約を迫る手口が増えています。少しでも「おかしいな」「悪質商法かな」と思ったら、ひとりで悩まず、すぐにお近くの消費生活センターへご相談ください。

こんな手口にも注意! 就職活動中の方へ!

就職活動の説明会会場付近などで、就職活動のアンケートを求め、回答した人を後日「無料セミナーを受けないか」と呼び出し、セミナー終了後に高額な講座の契約を結ばせる手口があります。話を聞くだけのつもりでも、いつの間にか契約させられることもあります。気を引く言葉で勧誘されても、慎重に対応し、ウマイ話にはご注意ください!

※他の手口に関しては、東京暮らしWEB上のバナーからご覧ください。▶



特別相談「若者のトラブル110番」

お気軽にご相談ください

専門の相談員が消費生活に関するトラブル解決のためのアドバイスをします。

【場所】 東京都消費生活総合センター(飯田橋) 相談課 電話&来所で受付

【日時】 3月13日(月)・14日(火) 9:00~17:00 【相談電話番号】 ☎03-3235-1155



キャンペーン事業

◎電車内での中吊り広告を実施します

【日程】 3月6日(月)~12日(日)

中央線快速、京王線全線、都営地下鉄全線、多摩モノレール、ゆりかもめなど

※都営地下鉄(新宿線・大江戸線)、京王線(井の頭線)で車内CM放映も実施します。

【日程】 3月13日(月)~19日(日) JR山手線



◎映画館で啓発用CMを上映します

【日程】 3月11日(土)~24日(金)

新宿や渋谷など、都内の映画館(10館)で啓発用CMを上映し、ミニリーフレットを配布します。また、上映期間中、キャンペーンキャラクターによる啓発活動も行います。

▶ 3月19日(日)三井アウトレットパーク 多摩南大沢

▶ 3月20日(月・祝)アーバンドック ららぽーと豊洲

◎合同企業説明会「マイナビEXPO」で就職活動中の方にリーフレットを配布します

【日程】 3月2日(木) ▶「ベルセール渋谷ガーデン」

3月11日(土)、3月19日(日) ▶「東京ビッグサイト」

キャンペーン詳細は、下記のURLからご覧ください。CM動画も配信中!

HP http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/campaign/wakamono_press.html

お問合せ先 東京都消費生活総合センター 活動推進課 学習推進担当 ☎03-3235-1157

健康食品を利用して発疹が出たり、下痢になったことはありませんか？

～ 体の不調を感じたら、すぐに利用中止！ 医師や薬剤師に相談しましょう！～

健康への関心が高まるとともに、日頃の食生活の補助として健康食品を利用する人が増えています。しかし、製品中の特定の成分の摂り過ぎや、アレルギーの原因となる原料の摂取、医薬品との飲み合わせにより、思わぬ健康被害が起こる場合もあります。

健康食品を利用して体の不調を感じた方は、すぐに利用を中止して、医師や薬剤師に相談してください。現在服用している医薬品がある方も、健康食品との飲み合わせについて医師や薬剤師に相談してください。

東京都では、都民の皆さまから寄せられる健康食品が原因と疑われる健康被害についての情報を、東京都医師会・東京都薬剤師会と共同で収集・分析しており、被害の未然防止・拡大防止を図っています。健康食品の適正な利用については、詳しくはWEBサイト「健康食品ナビ」をご覧ください。



健康食品ナビ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/anzen/supply/index.html>

お問合せ先 東京都健康安全研究センター 企画調整部 健康危機管理情報課 食品医薬品情報担当
☎03-3363-3472

年末期商品量目立入検査結果 ～乾燥による減量目立つ！～

東京都計量検定所は、計量法第148条の規定に基づき、事業所で販売されている商品の内容量が、その表記どおりに適正に計量されているかを確認するため、「年末期商品量目立入検査」を実施しました。

その結果、冬場に発生しやすい乾燥による減量（＝水分の蒸発）によって、野菜類などの内容量が、自然減量した事例が不適正商品の発生理由の4割超となりました。

【実施期間】 10月28日(金)～12月9日(金) (延べ28日間)

【検査対象事業所】 スーパーマーケット、駅ビル、食品製造元詰め所など合計179の事業所

【検査結果】 検査商品7,581点 許容誤差の範囲を超えて不足していた「不適正商品」は51点(0.7%)

この内訳は、以下のとおりです。

- 乾燥による自然減量22点 (43.1%)
- 風袋量*を商品の内容量に含める計量ミス20点 (39.2%)
- その他、ラベル貼り間違い等9点 (17.6%)

*風袋量とは、容器、包装及び添え物（タレの小袋等）の総称

【事業者への対応】 再計量の指示等

計量法違反となる不適正商品については、その場で計量上の問題点を説明し、再計量を指示しました。

改善処置

不適正事業所（不適正商品が全検査数の5%を超える事業所）に対しては、再度改善状況の確認を行います。

詳細は、東京くらしWEB ホーム>計量検定所>計量検定所の仕事>立入検査等

HP <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/keiryo/work/work6.html>

お問合せ先 東京都計量検定所 検査課 立入検査担当 ☎03-5617-6628



平成29年度 東京くらしねっと編集企画委員決定!

昨年11月号で募集した「東京くらしねっと」編集企画委員（読者委員）は、下記2名の方に決まりました。たくさんのご応募、ありがとうございました。

なりや てつお
成家 鉄夫 さん

たにもと あやの
谷本 綾乃 さん



長期使用製品による事故を防ぎましょう

製品を長期間使用すると、部品などの劣化（経年劣化）により、火災や死亡事故などを起こすおそれがあります。

そこで、長期間使用する製品について、経年劣化による製品事故を防ぐため、「長期使用製品安全点検・表示制度」が設けられています。



「長期使用製品安全点検制度」とは

- 経年劣化による重大事故のおそれが多い、右記の製品（特定保守製品）が対象です。
- 購入時に所有者登録をしておく、点検時期にメーカーから通知が届きます。

■対象製品（特定保守製品）

- 屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）
- 屋内式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）
- 石油給湯機
- 石油ふろがま
- 密閉燃焼式石油温風暖房機
- ビルトイン式電気食器洗機
- 浴室用電気乾燥機

「長期使用製品安全表示制度」とは

- 経年劣化による重大事故の確率は高くないものの、事故件数が多い、右記の製品が対象です。
- 製品には、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等が表示されています。

■対象製品

- 扇風機
- エアコン
- 換気扇
- 洗濯機
- ブラウン管テレビ

特定保守製品を購入したら

- メーカーに所有者登録をしましょう。
- 安全に使うため、必ずメーカーによる点検（有料）を受けましょう。

こんなときは、使用を中止

- 動いたり、止まったり、動きがいつもと違う
- 運転中に異常な音や振動がする
- 変なにおいがしたり、煙が出たりする
- 点火や着火が不安定
- ほかに、「いつもと違う」「なんか変だな」と感じたら、すぐに使用を中止し、メーカーや販売店などに相談しましょう。

本制度の詳細は、経済産業省ホームページ『製品安全ガイド』からご覧いただけます。

HP http://www.meti.go.jp/product_safety/

【関連情報】シニア世代のヒヤリ・ハット調査

HP <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/hiyarihat/senior.html>

お問合せ先 東京都生活文化局 消費生活部 生活安全課 ☎03-5388-3082

編・集・後・記

平成28年度に「東京くらしねっと」編集・企画に携わっていただいた委員の皆様のコメントを紹介します。（敬称略）



読者編集委員としてこの1年間、編集会議に参加させていただきました。毎月のテーマは、自分なりに調べて提案したつもりですが、とらえ方が浅く、もう少し深掘して提案しなければと痛感しました。これからは、「東京くらしねっと」を宣伝していくつもりです。

小林 好教

最近の消費者問題や時事的な内容を伝えたい…。「東京くらしねっと」は熱い議論が反映された内容となっております。「役に立ったよ!」という読者が一人でも増えていただければ、編集委員という大役を少しでも果たせたかなと思います。ありがとうございました。

柴田 智彦

各号のテーマを決める編集会議では、持ち寄ったテーマをもとに濃い議論がなされ、より良い誌面作りのため、委員全員で頑張った一年でした。また、読者レポートを書くことで江戸東京野菜について深く学べ、このような機会をいただいたことに感謝しています。

高山 千代

時宜を得ているか、どのようなトーンに仕上げるか、執筆者はいるか…。「今月の話題」を話し合う編集企画会議は毎回、侃々諤々の議論が交わされました。読者の皆様の毎日に少しでも役立つ情報を届けたい一心でしたが、我々の思いが伝わっていただければ幸いです。

鳴海 崇

世の中にあふれる多くの情報の中から、タイムリーな事、一消費者として知りたい事をと、会議に参加しました。また、編集委員の方々幅広い視野&情報に触れ、多くの事を学ぶことができました。役立つ情報いっぱい冊子、一人でも多くの方に届きますように…。

宮保 ます江

いま、私たち消費者は消費が持つ影響力を理解し、持続可能な消費を実践し、主体的に社会参画・協働していくことが求められています。このことが「消費者市民」となるということですが、それに役立つ情報提供をと「くらしねっと」誌への企画提案をしました。

八代田 道子

学習塾を中途解約したいけれど…

～違約金を支払わなければいけないの?～

Q 中学生の子どもが通う学習塾に「今月末でやめたい」と申し出たところ、違約金として授業料2カ月分の3万円を請求されました。通わない2カ月分もの授業料を支払わなければならないのでしょうか。

A 契約期間が2カ月を超え、契約金額が5万円を超える学習塾は、特定商取引法(以下、特商法)による規制を受け、役務(サービス)提供開始後の中途解約時の違約金は「2万円又は契約における1カ月分の役務の対価に相当する額のいずれか低い額」が上限となります。

相談事例は、契約期間が1年間、契約金額が18万円(授業料:月額1万5千円)の学習塾でしたので、2万円よりも低い額である1カ月分の授業料1万5千円を違約金として支払うことで中途解約できることとなります。また、教材などの関連商品も中途解約時に精算できます。忘れずに確認しましょう。

学習塾のすべての契約が特商法に基づいた精算ができる訳ではありません。契約期間と契約金額の両方の要件を満たした場合であることに注意が必要です。例えば、契約期間が2カ月以下の学習塾は2カ月を超えていないため特商法の適用を受けません。一方、契約金額には、契約期間の授業料総額のみならず、入会金、施設利用料など授業を受けるために必要な費用、教材などの関連商品の費用も含めた総額が5万円を超えるか考えます。

新年度にあたり、学習塾との契約を検討されている方も多いと思います。継続的にサービスを受ける契約では、受けてみたが子どもには合わなかった等、様々な事情で通えなくなることはよくあり、高額な違約金を請求される等の解約トラブルが後を絶ちません。特商法は、契約前に内容を検討できるよう概要書面の交付を義務付けているとともに、契約時に交付される契約書面を受け取った日から8日間は無条件で契約解除できるクーリング・オフ制度も定めています。契約前に書面をよく読み、慎重に検討しましょう。ご不明な点がありましたら、契約前でも消費生活センターにご相談ください。



相談窓口のご案内… ☎03-3235-1155

フレッシュ市場

春の花壇を彩る
ペチュニア



朝顔に似たカラフルな花を咲かせるペチュニアは、春の花壇やプランターを飾る定番の花です。基本色の赤、青、白、淡黄などに加え、覆輪、絞り、星咲き、脈入りなど花弁色は多種多様で、花型も小輪系から大輪系、八重咲きやフリルなどがあり、多彩な品種が私達の目を楽しませてくれています。

原産地は南米大陸のブラジル南部、ウルグアイ、アルゼンチンなどで、わが国には江戸末期に「ツクバネアサガオ」の名称で渡来しました。導入当初は、雨に弱いため生育がおもわしくなく、なかなか人気もでませんでした。しかし、日本の気候に適するように品種改良が進められた結果、暑さに比較的強くなり、最近では雨に負けない小輪系品種も登場しています。

都内でも多くの花き農家がペチュニアの苗を生産しています。ガーデニングなどでも扱いやすい花ですので、皆さんも好みのペチュニアを組み合わせ春の花壇を楽しませてはいかがでしょうか。

資料提供: (公財)東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター

